

○ 苫小牧市外国人介護人材生活支援事業に関する Q & A (R7.4版)

No.	Q	A
1	複数名の外国人介護人材を雇用する計画がある場合、それぞれについて協議（申請）が可能ですか？	可能です。ただし、期限までに提出された協議が予算の範囲を超える場合、一部については不採択となることがあります。
2	協議（申請）時点で既に雇用（勤務）している者は対象になりますか？	補助金の交付決定年度内に勤務を開始した外国人介護人材の方であれば、対象となります。
3	留学生も対象になりますか？	対象外です。（本事業については、外国から日本に来たばかりである方の生活を支援するという目的がございますので、すでに国内で生活している留学生の方は、対象外と整理しております。ご了承ください。）
4	協議（申請）時点で具体的な雇用する者が決まっていない状態でも、協議（申請）できますか？	年度内に雇用し、勤務開始する計画がある場合は、協議（申請）が可能です。ただし、交付決定後に当該計画が中止または次年度以降に延期となった場合は、これを取り消す必要がありますので、速やかに連絡してください。
5	新たに雇用する外国人介護人材が、既に勤務している外国人介護人材と同居する場合において、家具や家電の購入費用は対象になりますか？	同居するに当たり、新たに家具や家電等を購入し、または買い替える必要性や理由を示していただく必要があります。これが認められれば、対象となります。
6	既に購入している物品については対象になりますか？	既に購入されたものであっても、補助金の交付決定年度又はその前年度に、当該外国人介護人材のために事業者が支出（負担）していれば、対象となります。
7	事業所職員が使用していたものを譲渡する場合で、その譲渡に代金が発生する場合、対象になりますか？	対象外です。

○ 苫小牧市外国人介護人材生活支援事業に関する Q & A (R7.4版)

No.	Q	A
8	店舗において、外国人介護人材が直接代金を支払ってもよいですか？	最終的に事業者が購入費用を負担し、さらにそのことを文書等で示せるのであれば、問題ありません。ただし、店舗からの領収書等（この宛名は外国人介護人材の方でも構いません）も必要となりますので、ご注意ください。
9	協議（申請）時の計画から購入品目等の変更があった場合は、手続が必要ですか？	品目の変更等のみであれば、手続は不要です。ただし、当該変更に伴い、交付額が20%以上変更になるときは、変更申請が必要です。なお、変更する品目が補助対象から外れることのないよう留意してください。
10	実績報告において、どのような書類が必要ですか？	○外国人介護人材について ・雇用していることが分かる書類（雇用契約書等） ・勤務していることが分かる書類（勤務表） ○経費について ・購入した物品、代金がわかる書類（契約書、請求書、納品書、レシート等） ・事業者がこの代金を負担したことが分かる書類（事業者が宛名となっている領収書、外国人介護人材へ代金を渡したことを示す振込記録等） その他、必要に応じて家具・家電等が設置された写真等を求める場合があります。

○ 苫小牧市外国人介護人材生活支援事業に関する Q & A (R7.4版)

No.	Q	A
11	購入した物品を、譲渡したり廃棄する際の条件はありますか？	耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1に規定するもの（同表に規定がない財産については、3年））を過ぎるまでは、市長の承認が必要ですので、事前に申し出てください。耐用年数を過ぎた場合の申出は、不要です。 ※なお、当然ながら、譲渡（売却）を目的とした申請は認めません。当初から転売等の意図があったものと判断される場合は、補助金が支払済であっても返還を求めますので、ご注意ください。